

- ※ このQ&Aは、国から出されたQ&Aに、千葉市に電話等で問い合わせの多い事項などを追加して作成しております。
- ※ なお、保険者の判断に委ねられている事項については、千葉市独自に判断したものも含まれております。
- ※ また、個別のケースについて、身体状況等が異なる場合は、このQ&Aに該当しないこともありますので、ご注意ください。

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
1	〇 全般	領収証は写しでもよいのか。	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。	国Q&A
2	〇 全般	支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である要介護被保険者であることとされているが、被保険者本人に支払い能力がない等の理由で実際に代金を支払うものが家族・親戚等である場合、現実の支払者あての領収書をもって代えることは可能か。	被保険者あての領収書が必要となる。	国に確認
3	〇 全般	収入印紙を貼っていない領収証は有効なものとして取り扱ってよいのか。	領収証としての効力（料金の受領証明）自体に影響はなく、収入印紙を貼っていないなくてもそれをもって不受理とする必要はない。ただし、税についての注意喚起は必要。	千葉県及び 税務署確認
4	〇 全般	住宅改修費において、工事費用の消費税の1円未満の端数は切り上げるのか。	消費税の納税事業者が発行する請求書については、切り上げ、切り捨て、四捨五入のいずれでも構わない。	
5	〇 全般	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。	国Q&A
6	〇 全般	同一世帯に2人（夫婦）の被保険者が係わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取り替え（和式から洋式）は妻（要介護1）、その床段差の解消と手すりの取り付けについては夫（要支援）というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。	重複しなければ可能。 例えば、便器の取替えに2人分を算定するなどとは不可。	WAMNET Q&A
7	〇 全般	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとすることであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいのか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。	国Q&A
8	〇 全般	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示ししたものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。	国Q&A
9	〇 全般	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。	国Q&A

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
10	〇 全般	要支援者の住宅改修費の理由書をあんしんケアセンターから委託を受けた居宅介護支援事業者が作成する場合、同意欄はあんしんケアセンターが記入するのか。	同意欄に記入するとすればあんしんケアセンター（センター長でなくても職員であれば可）であるが、あんしんケアセンターとの委託契約書の写しがあれば、同意欄の記載がなくでも有効する。	
11	〇 全般	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。	国Q&A
12	〇 全般	中古住宅を購入後、入居前にリフォーム工事（介護保険適用以外のものを含む。）を実施し、リフォーム工事の一部として手すりを設置した場合は、対象となるか。	対象とならない。新築と同様の取扱いとなるため、リフォーム工事終了後に別の工事として手すりを設置した場合は対象となる。	
13	〇 全般	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。	国Q&A
14	〇 全般	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考え、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。 しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。【千葉市：区介護保険室へ事前相談をお願いします。】	国Q&A
15	〇 全般	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考え、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。【千葉市：区介護保険室へ事前相談をお願いします。】	国Q&A
16	〇 全般	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	国Q&A
17	〇 全般	介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされているが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により、入所しているケアハウスの住宅改修を行った場合（施設の運営主体は了解済）、給付対象となるか。	支給対象となる。軽費老人ホームの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。）は、制度上、住宅改修は可能であるが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。ただし、高齢者の身体状況によっては、個別の対応（手すりの取付など）が必要な場合もあるので、その場合には住宅改修費の支給は認められるものである。【千葉市：区介護保険室へ事前相談をお願いします。】	国に確認
18	〇 全般	特定施設入居者生活介護の指定をとった有料老人ホームで個室部分の住宅改修は可能か。	可能である。ただし、有料老人ホームはもともと高齢者向けに設計されているため、基本的には想定できない。行う場合は、必要性について十分検討すること。【千葉市：区介護保険室へ事前相談をお願いします。】	

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
19	0 全般	身障授産施設入所者（支援費制度利用者）が一時帰宅するため、自宅の住宅を改修することは可能か。	身障授産施設での改修は可能と思われるが、一時帰宅での自宅の解消は対象外。	千葉県に確認
20	0 全般	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱い差し支えない。【千葉市：区介護保険室へ事前相談をお願いします。】	国Q&A
21	0 全般	在宅でサービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合に、要介護者から住宅改修費支給の申請があった場合、住宅改修費の支給は可能か。	要介護者が入院するまでに工事が完成した部分までが給付の対象となる。	WAMNET Q&A
22	0 全般	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。	国Q&A
23	0 全般	本人が材料を買って工事するつもりだったが、手に負えずに結局業者をお願いすることになった場合、支給対象となるのどの範囲のか。	本人が買った材料をそのまま業者が使って工事するのであれば、材料費と業者の手間賃の両方が対象となる。（ただし、材料費の購入が事前申請前（材料の領収書が事前申請前）であった場合には、材料費の購入によって事前申請前に工事着工したことになるため材料費、手間賃両方とも対象としない。） また、本人が買った材料を業者が使わない場合は、業者への支払分だけが対象となり本人が買った材料費は対象とならない。	千葉県に確認
24	0 全般	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。	国Q&A
25	0 全般	給付制限（給付減額）の決定月（処分開始は翌月1日から）中に住宅改修を行った場合は、通常通りの給付となるのか、7割の給付となるのか。	被保険者証に記載された期間中のサービス提供分が給付制限の対象となるので、開始前であれば通常通りの給付となる。	
26	1 手すりの取り付け	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。	国Q&A
27	1 手すりの取り付け	棚状の手すりやペーパーホルダー付きのものは対象となるか。また、壁の下地補強及びクロスの張り替えは対象となるか。	対象としてよい（耐荷重のないものは除く）。 また、補強材及び張り替え補修費は、必要最低限の範囲が対象となる。	

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
28	1 手すりの取り付け	トイレ内に設置するもので、掴まるタイプではなく、壁沿いに板を腰あたりの高さまで床から打ち、その上に水平方向に別の板をつけることで、手すりの代わりにする場合は、手すりとして支給可能か。	支給対象となる。	千葉県に確認
29	1 手すりの取り付け	ベンチ付きの手すりを設置する工事は住宅改修として認められるか。	ベンチは給付対象外であるため、工事費を按分したうえで、手すり部分だけ認めることは可能である（按分出来なければ不可）。	
30	1 手すりの取り付け	台所の食器棚（棚自体は壁にL字型ボルトで固定している）に手すりを付ける場合は住宅改修の対象となるか。	躯体にかからず動かせるものに取り付ける手すりは、住宅改修の対象とならない。	国に確認
31	1 手すりの取り付け	ベットに手すりを付ける場合は住宅改修の対象となるか。	住宅改修の対象とならない。 ベットに取り付ける手すりは「特殊寝台付属品」として福祉用具貸与となる。	国に確認
32	1 手すりの取り付け	銭湯を営んでいる家の者が、銭湯の風呂を普段使用している場合、その風呂場に手すりを取り付けの場合、支給対象となるか。	事業用のスペースでもあり、誰のための工事が実質特定できず、不特定多数が使用できるような改修工事となり、保険の趣旨である個人のための改修としては適当ではない。	千葉県に確認
33	1 手すりの取り付け	利用のたびに高さを調節できる手すりの取り付けは支給対象となるか。	可動式の手すりは使用方法次第では事故の原因となるため、原則支給対象外とする。ただし、対象者の身体状況及び日常生活の動線、住宅の状況を考慮したうえで個別判断となる。	
34	1 手すりの取り付け	身体状況の変化により、既存の手すりが使用できなくなったため、滑り止め加工付きの手すりに交換する工事は支給対象となるか。	①既存の手すりを介護保険適用で取り付けた場合 介護保険では二重改修は認められない。また身体状況に変化があっても、3段階リセットでない限り支給可能限度額は引き継がれる。よって身体状況の変化により手すりを交換したいということでも、要介護状態区分が3段階以上変わっていない場合、手すりの交換は認められない。 ②既存の手すりを自費で取り付けた場合 支給対象工事はあくまで手すりの取り付けのため、既存の手すりの撤去費用は支給対象外となる。	千葉県に確認
35	1 手すりの取り付け 2 段差の解消	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	国Q&A
36	1 手すりの取り付け 6 その他付帯して必要となる住宅改修	玄関先の階段に手すりを付けるため、既存の鉄板スロープ（固定）を撤去する費用は対象となるか。	手すりの設置に必要であれば付帯工事として認められる。	千葉県に確認
37	2 段差の解消	寝室の壁をぶち抜いて庭への出口（はきだしの窓）をつくり、その入り口から庭につながるスロープを設置する工事は対象となるか。	壁をぶち抜いて出口をつくる工事は対象とならないが、スロープ部分の設置費用は対象となる。（もともとあった出口にスロープを設置するのと同じ扱い）	千葉県に確認

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
38	2 段差の解消	玄関から道路までの階段を、スロープに変えたいが、 1 現在段差のある階段を壊しスロープとする場合 2 現在段差のある階段以外の場所にスロープを作る場合であって、もとの階段を壊す場合（通路の付け替えを除く） 3 現在段差のある階段の半分を壊し、その部分をつかってスロープを作る場合（但し、既存の階段のあったスペースよりすこし幅が広がることとなる） それぞれの場合、住宅改修費の給付対象となるか。	1 は、既存の段差が解消されているので、対象となる。 2 は、既存の段差を解消したわけではないので、対象とならない。 3 は、既存の段差を解消しているので、既存のスペースより広がったとしても、広がった部分も含めて対象となる。	質問1の誤記修正と質問2のカッコ内を追記（R6.6.10）
39	2 段差の解消	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。	国Q&A
40	2 段差の解消	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる	国Q&A
41	2 段差の解消	脱衣所と浴室の敷居段差を解消するため、脱衣所側に格子状の足付土台を固定し、その上にすのこを固定しないで置いた場合、当該土台は段差解消となるか。	土台だけでは歩けないものであり、それだけで住宅改修の効果を果たすことができないものは対象とならない。	千葉県に確認
42	2 段差の解消	浴槽が洗い場の床に埋め込まれており、洗い場の床よりも浴槽の底が30cmほど低い。この浴槽をそのまま持ち上げて、洗い場の床と浴槽の底との段差を解消する工事を行う。この場合、浴槽はそのままであるため、浴槽の縁の高さは上がってしまうが、これを段差の解消として給付の対象としてよいか。	浴槽の底と洗い場の床との段差を解消するものとして給付の対象となる。浴槽の縁が高くなる場合であっても、それが利用者の身体状況を考慮し、支障のない高さであるなら問題ない。	千葉県に確認
43	2 段差の解消	風呂場の段差解消のため、家の中で元の場所の風呂場を壊し別の場所に段差解消された風呂場を設ける工事や、離れにあった風呂場を壊し家の中に新たに風呂場を設置する工事は、住宅改修の対象となるか。	対象とならない。段差の解消工事は、既存の段差が解消されることが必要なため、別の場所への新設は認められない。	千葉県に確認
44	2 段差の解消	（住宅改修）上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	国Q&A
45	2 段差の解消	車いす利用者が、玄関傍のトイレに入る際、円滑にトイレの開閉をするため、上がり框に式台を設置する場合、段差解消として認められるか。	円滑にトイレに入るため（移動の円滑化を目的）に式台を設置するのであれば、段差解消として認めて差し支えない。	
46	2 段差の解消	玄関ホールから寝室（玄関を上がってすぐ右手に入り口）へ入る際、寝室へ入る廊下が狭く、よろめきで玄関土間へ落ちるのを防止するため、玄関土間の一部を床上げした場合、段差の解消となるか。	単なる廊下の拡幅は対象とならないが、玄関ホール→床上げ部分→寝室入口廊下への移動を段差なく（円滑に）可能にする工事であれば対象となると考える。	
47	2 段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。	国Q&A

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
48	2 段差の解消	居室を新しく作り（増築）、母屋との間にスロープを通す工事は段差解消となるか。	増改築に該当するので対象外。	
49	2 段差の解消	居室が広くないため（6畳程度）、床の間にポータブルトイレを置きたいが、居室と床の間の段差が10cm程度あるため、両方の床の高さを同じにする工事は対象となるか。	不可。介護保険は自立支援の目的に行うものであるが、当該事例では、自由におけるはずのポータブルトイレを段差のある床の間に置くことで、部屋を有効に使うという本人および家族の利便性を求めたものであり、財産形成につながる。本人の自立支援のためというなら、ベッドの横に置くのが本来のはず。ただし、床の間で使用しなければならないやむを得ない理由があれば、認めることも可能。	国に確認
50	2 段差の解消	洋式便器に座った際に、つま先立ちになってしまうため、足の踏み場に式台を設置するのは段差解消となるか。	不可。段差解消は段差があるのが前提である。	
51	2 段差の解消	道路から庭まで既存の階段があるが、傾斜が急なため、新たにスロープ状の通路を別に作る工事は認められるか。	通路の新設は住宅改修としては認められない。	
52	2 段差の解消	階段の段数を増やす工事は段差の解消として認められるか。	利用者の身体状況に合わせて有効であれば認められる。	
53	2 段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。 なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。	国Q&A
54	2 段差の解消	レストランの2階が住宅になっており、裏庭にある階段で（介助を受けて）2階へ上がっている。裏庭への近道であるため、レストランの入り口を通り、裏庭へ行く場合、レストランの入り口までの階段をスロープとすることは給付対象となるか。	個人のための住宅改修であるべきであり、不特定多数者のためのものと区別がつかなくなるため、どうしてもレストランの入り口を通る必要がある等のやむを得ない理由がない限り認められない。	千葉県に確認
55	2 段差の解消	現在入院中の要介護者が帰宅するに当たり、店舗付き3階建て住宅（各階約10坪）の1階部分の従来店舗として使用していた土間部分（約5坪）に高さ20cm程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする住宅改造を計画している。身体状況から2～3階に住めないことから、要介護者の居室にするものであるが、床段差の解消として認めることができるか。	この場合、床段差の解消に該当すると考えられる。ただし、個別の住宅改修の実態に応じて判断するものである。	国に確認
56	2 段差の解消 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。 【千葉市：「No.49 通路の新設は住宅改修としては認められない。」ことから、通路の付け替えまたは既設通路面の材料の変更に該当するか、区介護保険室へ事前相談をお願いします。】	国Q&A

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
57	2 段差の解消 6 その他付帯して必要となる住宅改修	(住宅改修)脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいのか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	国Q&A
58	2 段差の解消 6 その他付帯して必要となる住宅改修	廊下と各居室間の段差解消した結果、調理台(ガス台、流し台)が相対的に低くなるため(廊下と台所がつながっており、台所床を高くしたため)、調理台を高くする工事(ガス管、水道管の交換もあり得る)は付帯工事として認められるか。	主に、調理台を使用するのが、本人ではなく家族である場合は付帯工事として認めるのは不相当であると考え。 ただし、既存物の撤去や、改修による本人の生活の不便性解消のための付帯工事は認められる。	
59	2 段差の解消 6 その他付帯して必要となる住宅改修	引き戸の敷居(10cm)を撤去することで、扉の外枠(骨組み部分)も交換する必要がある場合は、付帯工事として支給可能か。	敷居の撤去に関連して、既存のものが使用できず、交換する必要性が生じているなら支給可能。	千葉県に確認
60	2 段差の解消 6 その他付帯して必要となる住宅改修	台所から居室への入り口の段差を解消するため、台所側にスロープの設置工事を行うが、当該箇所から90度の角度で廊下へ繋がる開き戸がスロープに当たり開かなくなってしまう。そのため、当該扉の下を削る工事と、扉を閉めた際に隙間が調整できる器具を取り付ける工事は付帯工事となるか。	付帯工事として認められる。	千葉県に確認
61	2 段差の解消 6 その他付帯して必要となる住宅改修	浴槽の交換を行う際、浴槽が広くなることによって給湯器が浴室内に置けなくなった。この際、既存の給湯器を取り外し、新しい給湯器を浴室の外に設置した場合、給湯器から浴室内に配管し蛇口をつける工事は対象となるか。	対象となる。本人の心身の状況、または販売している浴槽の規格がその大きさしかない等の理由でその浴槽を選ばざるを得ないのであれば可能。ただし、新しい給湯器の設置については対象外となる。	国に確認
62	2 段差の解消 6 その他付帯して必要となる住宅改修	車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象か。	対象にはならない。	国に確認
63	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいのか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。	国Q&A
64	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	すでに階段に付けてある滑り止めのゴムを付け替える工事は認めてよいのか。	すでに設置しているゴムが摩耗したための交換であれば対象外。ゴムの材質が滑りやすいため、効果の高いものにするのであれば対象となり得る。	

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
65	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。 なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	国Q&A
66	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。	国Q&A
67	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	石やタイル、木材等に滑り止めの塗料を塗布する（効果の持続性が3～5年）ことで微細な穴が開き、表面張力により滑りにくくするという改修は、床材の取り替え等として対象とすることができるのか。	塗布による工法においても対象となる。しかし効果の持続性が3～5年ということなので、この工法を利用することの妥当性・必要性について検討が必要である。	WAMNET Q&A
68	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	階段用ノンスリップゴムは床材の変更として認められるか。	床にしっかりと接着（粘着）して使用するという点で滑り止めマットとは異なり、床材の変更として認めて差し支えない。	
69	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	床シートを浴室に貼り付ける場合、床材変更として認められるか。	認められる。	
70	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	玄関から道路までの通路面にある飛び石を撤去し、度面を整地する工事は住宅改修の支給対象となるか。	移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧）が認められているので、土面を整地する場合もこれに含まれると考えられる。	国Q&Aを参考
71	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。	国Q&A
72	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 6 その他付帯して必要となる住宅改修	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。	国Q&A
73	4 引き戸等への扉の取替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	国Q&A

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
74	4 引き戸等への扉の取替え	身体的な状況から、開き戸の開き方を変更する改修（押し引きの方向を変える）は扉の取替えとして認めてよいのか。	左開きを右開きへ変える工事も扉の取替えとなることから、扉自体を取替えてなくても開き方を変える工事を認めてもよいと考える。	国Q&Aを参考
75	4 引き戸等への扉の取替え	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	国Q&A
76	4 引き戸等への扉の取替え	開き戸の手を掛けるくぼみが身体的理由によって開けづらい場合、取っ手をつけて掴みやすくするのは、扉の取替えとして可能であるか。	可能である。扉としての機能（開け方）を変更したとみなすものとする。	
77	4 引き戸等への扉の取替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。	国Q&A
78	4 引き戸等への扉の取替え	トイレの扉間口が狭いため、介助者が介助してトイレに運ぶ際、入ることができないため、介助できるよう間口横の壁を壊し、広い扉に取替えでもよいのか。（開きから開き）	可能である。扉を通るために身体上の理由があるなら、同じ開き扉でも取替えることができる。	千葉県に確認
79	4 引き戸等への扉の取替え	両視力が弱く、下肢が弱い方が、よろめきやつまづきによりガラス戸を壊して危険になるのを防止するため、壊れにくい扉に交換することは可能であるか。	可能である。	千葉県に確認
80	4 引き戸等への扉の取替え	車いすの方が、居室の雨戸を閉めるのが大変であるため、雨戸を取替える工事は対象となるか。	移動の円滑化、自立支援のためではないため、対象とすべきではない。	千葉県に確認
81	4 引き戸等への扉の取替え	ドアクローザーが故障したため、新しいものへ交換した場合、支給対象となるか。	不可。老朽化・故障による改修では身体的事由に基づくものとは認められない。そもそもドアクローザーを身体的事由により交換する必要性自体の想定が困難である。	千葉県に確認
82	4 引き戸等への扉の取替え	ガラス扉のガラス部分に飛散防止のためのフィルムを貼るのは扉の取替えに該当するか。	不可。	
83	4 引き戸等への扉の取替え	引き戸について、戸車を変更して開けやすくするのは扉の取替えに該当するのか。	老朽化により新しく変えるものは不可。利用者の心身の状況から変更する必要性が認められれば可能。	
84	4 引き戸等への扉の取替え	認知症高齢者が外に出ないようにドアノブを高齢者の手の届かないところに付け替える工事は認められるか。	認められない。高齢者虐待につながる可能性もある。	

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
85	4 引き戸等への扉の取替え	引き戸等を新設する工事は住宅改修の支給対象となるか。	厚労省課長通知に記載のとおり、引き戸等の新設が扉位置の変更等に比べ費用を低廉に抑えられる場合に限り、支給対象となる。（例：扉位置の変更に伴い既存の扉を閉鎖する場合と、既存の扉はそのままに引き戸等の新設のみを行う場合を比較した時、既存の扉を閉鎖する費用が不要な分、扉位置の変更より引き戸等の新設の方が費用を抑えることができる場合がある。なお工事内容により、金額を比較するため、両方の施工方法の見積書提出を求める場合がある。）※令和4年6月から適用 ただし住宅の構造上、本来設置できない位置に引き戸等を新設するなど、不適切な工事が施工されてしまうこともあるため、慎重に取り扱う必要がある。また引き戸等の新設のために、取り付け箇所に補強が必要な場合など、費用が高額になる場合は支給対象外となる。	厚労省老健局振興課長通知（老振発 04100010号別添第2の2）
86	5 洋式便器等への便器の取替え	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。 ②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。	国Q&A
87	5 洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。	国Q&A
88	5 洋式便器等への便器の取替え	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の 支給対象外 である。	国Q&A
89	5 洋式便器等への便器の取替え	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	国Q&A
90	5 洋式便器等への便器の取替え	非水洗和式トイレを水洗洋式トイレに改修する際の水洗化工事（下水連結工事等）については住宅改修の支給対象となるか。	水洗化に係る部分については支給対象とならない。	国通知（平成12年1月31日 老企第34号）
91	5 洋式便器等への便器の取替え	小便器をオストメイトトイレへ交換するのは対象となるか。	特別の障害に基づくものであり（加齢に基づくものとは言い難い）、介護保険の対象外とすべきである。	千葉県に確認
92	5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他付帯して必要となる住宅改修	2つの並んだ部屋のそれぞれにある和式便器を洋式便器に取替えるにあたり、2つの部屋を隔てている壁を壊す工事は認められるか。	理由によっては認められる。例えば、身体的理由から便器を取替える際に壁を壊す必要性があれば認められるが、ただ単にトイレを広くしたいという理由では認められない。	

介護保険住宅改修関係 Q&A集

No.	工事種別	質問	回答	参考資料等
93	5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他付帯して必要となる住宅改修	便器の取り替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められている。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われるが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事、②公共下水道に接続する枦からトイレまでの排水管工事を指すのか。	非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われると想定されるが、その場合の、「水洗化」の工事を対象から外している。「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、配水管の長さや位置を変える場合である。	国に確認
94	5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他付帯して必要となる住宅改修	和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は、支給対象となるか。	付帯して必要になる住宅改修は便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされてるため、仮設トイレの設置費用は給付対象とならない。	国に確認